

# 専門相談員派遣について

石川県教育委員会

## 1 目的

幼稚園、保育所(園)、認定こども園、児童発達支援事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校からの要請に応じて、特別支援学校から専門相談員を派遣し、障害のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の相談・支援を行う。

### <内容>

- ・発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への対応について、教員等を対象とした相談・支援
- ・校内研修会での講師や校内委員会での助言等
- ・発達検査等の実施
  - ※発達検査を実施する場合は、専門相談員の所属長の承認が必要
- ・個別の教育支援計画の作成・活用支援
- ・大学等への進学、企業等への就労及び就労系障害福祉サービスの利用について、教員等を対象とした相談・支援

## 2 対象

県内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園、児童発達支援事業所、公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

## 3 専門相談員

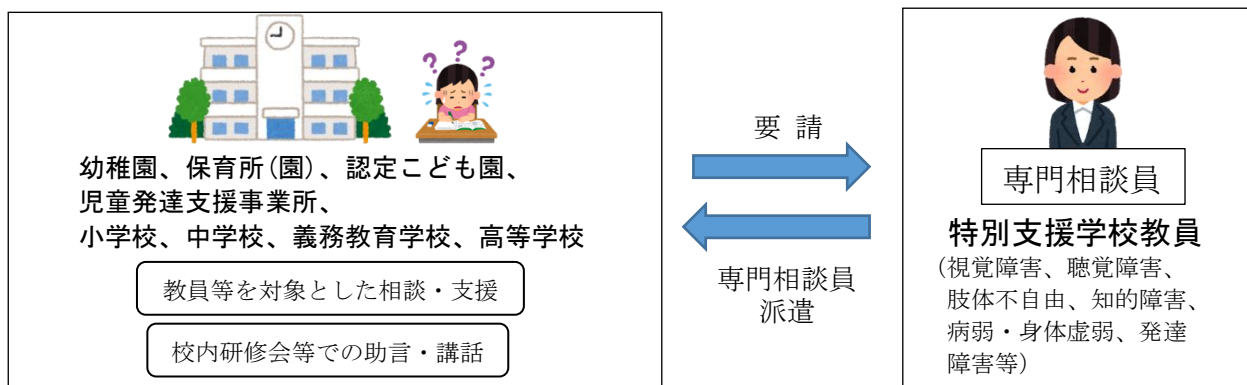
県立特別支援学校の教員

## 4 相談区域

県立特別支援学校の担当する区域(別紙「令和8年度 専門相談員の派遣依頼ができる特別支援学校一覧」を参照)

## 5 相談の申込み

- ①申込みをする所属長(園長、学校長等)は、あらかじめ電話で特別支援学校へ相談内容や派遣依頼の連絡をする。
- ②特別支援学校は依頼内容を確認の上、派遣する専門相談員を決定し、依頼校に連絡をする。
- ③その後、所属長(園長、学校長等)から特別支援学校長に派遣依頼書(別紙様式)を送付すると同時に、公立小学校、中学校、義務教育学校からの相談の場合は、派遣依頼書(写)を所管の市町教育委員会に送付する。
- ④決定した日に専門相談員が学校等を訪問する。



### ◇相談の申込み

